

## 《注意喚起情報》

### 「積み荷のガスボンベが燃えている」高速道路上での火災・死亡事故

(一社)大阪府高圧ガス安全協会  
事務局

本年9月28日に発生した高速道路上でのLPガス容器輸送中の容器落下・爆発での死亡事故を事故情報として発信させていただきました。

その事故について、経済産業省及び高圧ガス保安協会より「注意喚起」文書がホームページ上に掲載されましたので、添付にてお知らせさせていただきます。

#### 1. 経済産業省

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2022/10/20221014\\_kouatsu\\_1.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/10/20221014_kouatsu_1.html)

#### 2. 高圧ガス保安協会

[https://www.khk.or.jp/public\\_information/heads\\_up/transportation.html](https://www.khk.or.jp/public_information/heads_up/transportation.html)

#### 3. 事故状況からの推定原因とチェック事項

LPガス容器運搬車の運転手は過失運転致死傷の疑いで逮捕され、勤務先は家宅捜査が行われ、未だ事故の詳細及び原因は公開されていません。

公開されている事故状況から考えられる推定原因と自らが事故を起こさないためのチェック項目を参考に記させていただきます。このチェック項目以外にも自社設備等を再確認し、高圧ガス保安活動促進週間の期間を利用して事故防止に努めて下さい。

事故状況	推定原因	チェック項目
前方車両との衝突を避けるため急ブレーキをかけた。 (事故発生：AM5時45分頃)	① いねむり ② 体調不良 ③ わき見、スマホ見運転	① 勤務シフトが適正か ② 従業員の体調管理 ③ 保安・安全教育実施・記録
荷崩れを起こし	① 積載方法の不備 ② 固縛の仕方の不備 ③ 固縛用具劣化による破損	① 積載方法の確認・見直し ② 固縛方法の確認・見直し ③ 用具(ラッシングベルトやチェーン)の確認・交換
容器が転落	① 荷台あおり開閉部品のかけ方不備 ② 開閉部品劣化により荷崩れした容器衝突の衝撃による破損	① 車両点検 劣化品の交換
容器が爆発(着火源は不明。ガス漏洩あり。)	① 保護キャップの未使用 ② バルブの緩み	① 確実な保護キャップの実施 ② バルブはしっかり閉める

## 高圧ガス容器の移動中の事故防止について（注意喚起）

### 本件の概要

2022年10月14日

経済産業省

令和4年9月28日（水）、伊勢湾岸自動車道から東名高速道路へ進入する豊田ジャンクション内の上り路線において、多数のL Pガス容器を積載した車両が、走行中に前方の車両との衝突を避けるため急ブレーキをかけたところ、L Pガス容器が荷崩れを起こして路上に散乱し、当該容器から漏えいしたL Pガスが何らかの原因で着火して、火災が発生するとともに、容器が爆発する事故が発生しました。

この事故で、L Pガス容器を積載していた車両に加え、当該車両の前方に停車していた2台の車両が火災・爆発に巻き込まれ、炎上するとともに、これら2台の車両に乗車していた1名が死亡、2名が負傷する被害が発生しました。


また、他にも高速道路において多数の高圧ガス容器を積載した車両から、当該容器が荷崩れを起こして路上に落下する事故が発生しております。

高圧ガス容器を車両に積載して移動する場合は、交通法規を遵守するとともに、高圧ガス保安法令に基づき、充填容器等の転落、転倒等による衝撃を防止するため、充填容器等を荷台の前方に寄せ、ロープ等を使用して確実に緊縛するなど、移動中の事故防止のための措置が必要です。


高圧ガス取扱者におかれては、高圧ガスの移動時の危険性を十分に認識した上で、安全な取り扱い等にご注意いただきますよう、よろしくお願いいたします。

### （参考）

経済産業省HP

[「液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について」 55. 充填容器等の転落、転倒等を防止する措置（移動）（PDF形式：2,862KB）](#) 

高圧ガス保安協会HP

[「車両による高圧ガス容器移動中の事故防止注意事項について」](#) 

[「パンフレット 車両による高圧ガス容器移動中の事故防止の注意事項」](#) 

日本L Pガス団体協議会HP

[「液化石油ガスの移動（運搬）における高圧ガス事故防止の注意事項」](#) 

### お問合せ先

産業保安グループ 高圧ガス保安室

お問合せフォーム：[https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/sangyouhoan-kouatsu/koatsu\\_toiawase](https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/sangyouhoan-kouatsu/koatsu_toiawase)

出版物・情報提供

出版物・保安用品等

情報提供

事故情報

法令動向

注意喚起

▶ [車両による高圧ガス容器移動に係る注意喚起](#)

▶ [クレーンを使用した高圧ガス容器の荷役作業に係る注意喚起](#)

▶ [二酸化炭素消火設備に関する注意喚起](#)

▶ [ECサイト等で購入した高圧ガス関連製品について](#)

▶ [容器刻印の誤りに関するご協力をお願い](#)

▶ [刻印等のないスキューバダイビング用タンクの使用について](#)

▶ [放置された高圧ガス容器\(ボンベ\)を見つけたときは](#)

▶ [インターネットによる高圧ガスの取引きに関する注意](#) — 高圧ガス保安法の規制 —

▶ [飲食店等の営業を再開するときはガス機器の使用手順や設備の確認を行ってください](#)

# 車両による高圧ガス容器移動に係る注意喚起

## 1.事故概要

令和4年9月28日(水)、伊勢湾岸自動車道から東名高速道路へ進入する豊田ジャンクション内の上り路線において、多数のLPガス容器を積載した車両が、走行中に前方の車両との衝突を避けるためブレーキをかけたところ、LPガス容器が荷崩れを起こして路上に散乱し、当該容器から漏えいしたLPガスが何らかの原因で着火して、火災が発生するとともに、容器が爆発する事故が発生しました。

この事故で、LPガス容器を積載していた車両に加え、当該車両の前方に停車していた2台の車両が火災・爆発に巻き込まれ、炎上するとともに、これら2台の車両に乗車していた1名が死亡、2名が負傷する被害が発生しました。

## 2.注意喚起

本事故について、経済産業省が、注意喚起を行っています。  
[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2022/10/20221014\\_kouatsu\\_1.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/10/20221014_kouatsu_1.html)

高圧ガス保安協会からも、注意喚起するとともに、過去に発生した高圧ガスの移動に係る事故事例、事故調査報告書、高圧ガス保安法の規制などを掲載しますので、このような事故を防止するため、ご活用ください。

- [車両による高圧ガス容器の移動に係る事故事例](#)
- [高圧ガス事故事例データベース](#)
- [車両による高圧ガス容器の移動に係る事故調査報告書\(事例ごとの注意事項\)](#)
- [車両による高圧ガス容器の移動に係る高圧ガス保安法の規制](#)

ご不明な点がございましたら、以下までお問い合わせください。

高圧ガス保安協会 保安技術部門

TEL:03-3436-6103

[▶ お問い合わせフォーム](#)

より良いウェブサイトにするためにみなさまのご意見をお聞かせください

このページの内容はわかりやすかったですか？\*

はい  いいえ

どのような点で、そのように感じましたか？ 当てはまるものを一つお選びください。\*

文章表現  図表の見せ方  情報量が多い  情報量が少ない

送信